

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会主催
令和7年度第1回兵庫県院内がん登録実務者ミーティング議事録

開催日時：2025年11月28日（金）14:00～16:00

場所：兵庫県立がんセンター（Zoom参加を含む）

参加者：37施設（参加人数 集合研修44名 Zoom参加14名 計58名）

当番病院（司会）：西脇市立西脇病院

1 開会の挨拶

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会 副部会長 安東 正子
(姫路赤十字病院 がん診療連携課 がん登録係長)

2 兵庫県がん診療連携協議会ホームページ公表案および全国がん登録還元情報の取り扱い

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会 副部会長 山口 真理子
(兵庫県立がんセンター 診療情報管理室 主査)

(1) 協議会ホームページへの「2023年症例がん登録情報」公表スケジュールについて

今年度、掲載する2023年症例がん登録施設別集計公表案について副部会長より説明があった。

(2) 全国がん登録還元情報の取り扱いについて

がん登録推進法20条による生存確認情報などの施設提供が可能となり、全国がん登録に提出した施設は、申請をすれば生死情報など還元が受けられるようになった。今年度より一部加工した情報は転記可となった。

3 全国がん登録情報利用申請整備規定について

兵庫県疾病対策課より全国がん登録情報利用申請整備規定について説明があった。2016年症例の予後情報を利用希望する場合は、全国がん登録の利用申請、すなわち二十条申請が必要となります。主な流れとして、①兵庫県へ提供依頼の申し出→②県による内容確認→③提供情報の送付→④受領確認とエラー対応となる。提出書類の様式等については兵庫県のホームページに掲載しているため、参考にしていただきたい。

4 グループワーク

(1) 各グループ討議

全体を7班（会場参加グループ6班、zoom参加1班）に分けて、①全国がん登録情報利用申請にかかる整備②がん登録システムについて意見・情報交換を行った。

(2) 発表

各グループでの討議終了後、1分程度で討議結果の発表を行った。

5 全体質疑

(1) Q. 20条申請は必ずしもしなくていいのではないか？

A.（疾病対策課）院内登録の情報の精度を高めるという意味では、この20条申請自体は強く推奨されていくものではあるが、各病院で検討のうえ、柔軟に判断いただきたい。

(2) Q. カルテの転記は一定の加工を施せば可能になったと理解をしている。一定の加工とは、日数に置き換えての加工、例として挙がっている最終生存確認日から診断日を引いた日数に加工をすることだけだと理解をしていたが、これは単なる例として考えればよいか。

A.（副部会長）カルテへの転記については、・生死→カルテ転記OK、死亡理由→がんによる死亡ORがん以外の死亡の情報は転記OK、診断日→年月のみ転記OK。「日」はNGと認識している。第3者に診断日や死亡日がわからないようにする。詳細は、全国がん登録情報利用マニュアル第1版P27-28を参照いただきたい。

6 閉会の挨拶

兵庫県がん診療連携協議会 がん登録部会 副部会長 山口 真理子
(兵庫県立がんセンター 診療情報管理室 主査)

以上